

議長（志村 忠昭）

午前中に引き続いて、午後の会議を始めたいと思います。

一般質問に移ります。

一般質問、4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫です。

それでは一般質問を始めます。

私の質問は一つです。

鳥獣被害対策（カラス、ヒヨドリ）についての質問です。

昨年9月議会でも質問をさせて頂きましたが、今年も一昨年、昨年と同様に有害鳥獣の駆除を行うのでしょうか。

また駆除の成果が一昨年はカラス177羽、ムクドリ6羽、昨年がカラス104羽、ヒヨドリ、ムクドリが0羽との回答でしたが、今年も同様に駆除を行うのならば、ムクドリの駆除方法の変更を検討して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

例えばムクドリは集団での移動・食餌行動をしています。

そこで今からは鳥獣の保護を図るための事業を実施すると共に、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防する事により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に失する事を目的とする、という法目的の中で特定猟具として今では使用禁止となっていますが、カスミ網の使用の許可を取り、カスミ網猟を考えていてはいかがでしょうか。

また最初これに係る費用の全額、または半額でも補助をして農業被害の縮小を図り、少しでも品質を守り、所得の向上を図っていかなければいけないのではないのでしょうか。

この問題に関していかがお考えでしょうかお知らせください。

以上で、4番、村井保夫の質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員の「鳥獣被害対策について」お答えをしております。

奥白方地区や見立地区より、いのししの被害を受けているので対処して欲しいという苦情を受けてから久しくなります。

その後、カラス、カワウ等を含めた鳥獣被害対策を訴える地域の方々が急速に増えてまいりました。

現在、猟友会や地域の方々と連携して被害が拡大しないよう懸命に駆除に努め

ているところであります。

村井保夫議員ご指摘のムクドリは益鳥であり、農作物を荒らす害虫駆除の為保護することも考えなければならないと思います。

昔、その肉がおいしいことにより、農民が好んで食べていた為、害虫が増え、農作物に悪影響をおよぼした時、「ムクドリには1000羽に1羽の毒がある」と国学者の野中兼山が毒はないのに、益鳥であるムクドリを保護する為に嘘をつきました。

このことにより農民が食べることを止めたので、農作物を守ることが出来ました。

「嘘も方便」という言葉が生まれた由来でもあります。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、詳しくは担当課長より答弁して参りますのでよろしくお願いをいたします。

産業課長（神原 宏一）

村井保夫議員ご質問の「鳥獣被害対策について」の答弁を申し上げます。

カラス・ヒヨドリ・ムクドリの駆除につきましては、食害の発生を防止するため、JA多度津ぶどう部会の依頼により、丸亀地区猟友会が実施しています。本町は丸亀地区猟友会からの有害鳥獣捕獲申請に対して、カラス・ムクドリ・ヒヨドリに限り駆除できる許可を行っています。

平成27年度につきましても、同様の手続きによる捕獲申請が提出されれば、許可の判断をすることになると思います。

また、駆除に係る経費のうち、日当につきましてはJA香川県仲多度地区営農センターの補助事業を活用し、弾代につきましては多度津町鳥獣被害防止対策協議会が助成を行っています。

議員のご質問にありますように、ヒヨドリ、ムクドリにつきましては捕獲実績があがらず、他の有効な被害防止策を検討する必要があることは認識しているところでございます。

しかしながら、「カスミ網」につきましては、希少鳥類などの非狩猟鳥獣を含めた多種類の鳥類を、非選択的に大量に捕獲するという理由から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第17条において、「使用禁止猟具」と定められ、その所持及び販売は厳しく規制されています。

学術目的等による使用に限ってのみ、特例的に環境大臣の許可を得ることができるようでございますが、本町のケースにあてはまるものではございません。従いまして、その使用許可や補助を本町が行うことは不可能であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、捕獲以外の方法として、香川県では農業改良普及センターを実施主体とし、侵入防止のための防鳥網を園地に張り、実証展示を行う「カラス等被害防

止技術普及事業」を実施しています。この事業の活用についてはJ A多度津ぶどう部会や香川県と協議を行うとともに、駆除や防除の方法について研究し、より効果的な被害防止対策の普及啓発に引き続き取り組んでまいります。

ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

これは要望ではありますが、鳥獣は先程言われましたヒヨドリ、益鳥となっておりますが、ヒヨドリは指定外から外れております。

その理由として、ヒヨドリは富山県砺波市の市の鳥に指定されております。

その中で集団で畑に現われ、キャベツやブロッコリー、イチゴ、ミカンなどの農作物を食い荒らすこともあり、農家には嫌われています。

狩猟鳥指定も果実を食愛する農業害鳥である、本種を駆除できるよう配慮した為であります。

その為、ヒヨドリは指定鳥から外れております。

またムクドリはもともと農作物に害を及ぼす虫を食べる益鳥として、されていましたが、これは平均的なムクドリの数で、親2羽・子ひな6羽が1年間に食する虫の数が100万匹以上と研究されていた為、農林鳥と過去には、称えられていたそうです。

その後生息環境の破壊により、都市に適用して、大量に増殖すると、泣き声による騒音やフン害などがしばしば問題になり、日本国内では1994年から狩猟鳥に指定されています。

また先程言われましたけれども、鳥獣保護及び狩猟に関する法律第9条、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の中で、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第7条第2項第5号に掲げる、特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、環境大臣、またそれ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。

その中の禁止狩猟の3番目としまして、その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするときということで、先程課長から言われました違反の方法になると、法に触れてくるわけであります。

このヒヨドリ・ムクドリの問題に関しては、多度津町だけでなく、今後香川県県内各地でもやっぱり野菜の方、主にブロッコリー、キャベツなどの被害が発生しています。

そういう中で、県への要望といたしまして捕獲方法の見直し、またカスミ網の使用、大きさなどを変更してもらって使用が出来る方向へも町の方から度あるごとに要望をしていき今後の早期の、これもいのししと同様、早期の対応をしていなければ今から毎年毎年鳥が増えてくるわけでありますから、前もって早い対策をとっていかなければいけないと思いますが、またその辺要望を県の方へお願いしたいと思います。

以上です。